

環境教育及び学校施設のZEB化の
更なる推進を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣 あ て
文 部 科 学 大 臣
農 林 水 産 大 臣
国 土 交 通 大 臣
環 境 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

政府は、カーボンニュートラルの実現に向けて、建物でのエネルギー消費量を大きく減らすことができるZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の普及を推進しており、学校施設が老朽化する中、環境負荷の低減等に対応したZEB化による学校施設の整備を通じて、快適な教育環境の提供とともに、学校施設そのものを環境教育の教材として生かす取組を推進している。

国は、学校設置者である市町村等が整備する環境に考慮した学校を「エコスクール・プラス」として、現在、約250校を認定しており、認定を受けた学校は学校施設の整備事業を実施する際に、関係省庁の補助事業で優先採択等の支援が受けられるほか、脱炭素先行地域などの学校施設のZEB化では、国庫補助単価が嵩上げされるなど、脱炭素社会に向けた取組が強化されている。

一方、こうした取組の推進に当たっては、先導的モデルを構築して、その技術等を普及していくことも重要であるが、大規模な新增築等だけでなく、二重サッシ等の部分的な施設改修であっても、省エネルギー技術によって、室内環境が快適になるとともに環境技術を学ぶことが可能であるため、部分的な施設改修等のできるところから取り組む学校を増やしていくことが重要である。

よって、本県議会は、国会及び政府において、2050年までのカーボンニュートラルの実現に向けた学校の取組について更なる推進を図るため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 学校施設のZEB化に関する先導的モデルの構築・普及のための技術的な支援を行うとともに、学校施設の部分的な施設改修等の取組について、より一層の周知を行うこと。
- 2 教育環境の向上と環境教育の充実を図るため、環境に考慮した学校施設の整備に対する財政措置を拡充すること。